

○森木真奈副議長

次に、桜井直美議員の市政に対する質問をお受けいたします。

8番 桜井直美議員。

〔桜井直美議員登壇〕

○桜井直美議員

8番桜井直美です。質問をさせていただく前に、障がいのある方への、医療・福祉・教育における支援の現状を少しお話させていただきます。

わが子はダウン症で、地域の中学校の特別支援級に在籍しています。その関係で、久喜市栗橋手をつなぐ育成会をはじめ、地域の障がい児支援の会にいろいろ所属しています。そのため、私のところには、障がいのある本人、保護者の方々のつらい現状が、たくさん生の声として集まってきます。その中で、特に困っていて緊急に対応していただきたいという事項について、今日は発言させていただきます。

1点目は、通常級にいる、障がいのあるお子さんの支援の状況です。わが子がいる特別支援級では、担任の先生が個別の支援計画を作成し、それに基づいて、保護者と面談をしながら、その子にあった支援の方向性を模索していただいております。しかし残念ながら、通常級では、障がいのあるお子さんへの個別の支援が適切になされていません。保護者が配慮をお願いすると、学校側からは「特別支援級に行かれてはどうですか。」「お母さんのエゴではないですか。」と悲しい返事が返ってきて、個別の支援計画の作成をお願いすることさえもできない状況です。また、毎年4月に保護者が個別の支援計画をお願いして、先生が作成するとおっしゃっても、年度末になって作成できず申し訳なかったと謝られて、時間がたっても未だに作成してもらえないケースもあります。平成19年の学校教育法改正にあわせて、障がいのある、どの子も特別支援教育を受けられるようになりました。ぜひ、通常級にいるお子さんにも個別の支援計画を作成していただき、積極的な支援をしていただきたいです。

さらに障がいのある方の全体的な問題として、1点目の問題も含めて、教育・福祉・医療において、身近で、かつ長いスパンで安心して相談できる機関が少ないと思います。そこで、2点目として相談機関の問題についてお話しします。民間の相談事業所もありますが、公の立場ではないということで、幼稚園や学校、医療機関との連携が難しく、相談してもなかなか解決しにくい状況があります。やはり

各行政機関で、障がい者専門の相談員を配置し、相談支援、連携を図っていただきたいです。さらに市役所に相談に行っても、軽度の知的障がいや精神障がいの方からは、市役所の窓口と言う公共の場で自分のことをさらけ出し、かつ担当者が変わる度に、信頼関係もない中で一から話さなければならないのが大変つらいという声があがっています。ぜひ、福祉先進国のイギリスのように、幼児期から成人期まで継続して、安心して相談できる専門員の配置、そしてライフステージに合わせた継続的な支援をしていただきたいです。

3点目は医療の問題です。障がいがあると専門的な医療機関にかかる必要がでてきます。しかし、現在多くの方が、遠方で、しかもなかなか予約が取れない病院にかかっており、本人も保護者も大変な負担を強いられています。風邪かと思い、久喜市内の病院を受診した、ダウン症のお子さんの保護者の方々から、こんな報告もありました。「お医者様からは、ただの風邪と言われたのですが、お母さんが疑ってさらに検査を申し入れたところ、ダウン症の人がかかりやすい甲状腺の病気や、白血病であると診断されました。」というケースがありました。わが子も咳がひどかったので、近所の病院を受診したところ、お医者様に「ダウン症だからよく診られないけれど、ただの風邪です。」と言われ、2日後に別の病院で診ていただいたら肺炎をおこして、3週間も入院生活を送らなければならなかったことがあります。ぜひ、今後このようなことが起きぬよう、障がいの特性に応じて、適切に対応していただける病院が市内にあったらと切に願います。

そこで、障がいのある方への、医療・福祉・教育における支援体制についてお尋ねします。

- (1) 通常級に在籍する障がいのあるお子さんにも、積極的に個別の支援計画を作成し、学校と保護者が連携してより適切な支援を行えるように、全教職員を対象に研修を行ってほしいのですが、いかがでしょうか。
- (2) 人事異動の度に、障がいの状況や支援についての情報提供を一からしなくても済むように、各支所または各保健センターに、障がい者専門相談員を配置し、同じ職員が10年から20年という長期にわたって、相談支援を行っていただけるような人事の工夫をしていただくのは、いかがでしょうか。
- (3) 久喜市内の医師に、障がい者の診察・治療に関する知識を積極的に学んでいただく研修制度を定め、久喜市内で積極的に対応していただける医療機関を増やしていただきたいのですが、いかがでしょうか。また、障がい者

の診察・治療に関する知識を持つ病院を広く周知していただきたいのですが、いかがでしょうか。

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が施行されます。その施行に合わせて、久喜市が差別のない、障がい者や、その保護者にとって、さらに優しい街になるよう強く願っています。

私の質問は以上です。

○森木真奈副議長

桜井直美議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔柿沼光夫教育長登壇〕

○柿沼光夫教育長

私の方から、桜井直美議員の（1）のご質問に対してご答弁を申し上げます。

障がいのある子どもたちへの教育、特別支援教育は、学校教育の原点というべきもので、最も重視されるものと考えております。従いまして、全教職員がこのことを十分理解し、日々の教育にあたらなければなりません。

ご質問の「個別の教育支援計画」は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対し適切な支援を行うために、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画であります。

各学校では、これまでも特別支援学級に在籍する子どもたちだけでなく、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたちにも、その必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成するよう努めております。この作成に際しましては、校長会等を通じて、保護者や関係機関との連携が重要であることなどを指導しております。

また本年度、教育委員会では、特別支援学級担任を中心に「個別の教育支援計画」に係わる研修会を実施し、その充実に努めているところであります。

さらに、各学校においては、特別支援教育の重要性に鑑み、県立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等を講師に招いての全教職員対象の研修会などを実施しております。

しかしながら、特別支援教育に関する理解や指導・支援については、まだ十分とはいえない状況にあると認識しております。特に、現在小中学校は大量退職の時期にあり、経験の浅い教職員が増加しております。

このようなことから、「個別の教育支援計画」の作成や、その実現のための指導技術を身に付けられるよう、今後も研修の充実に努め、障がいのある子もない子も、共に豊かな人生を送ることのできるインクルーシブ教育を推進してまいります。

○森木真奈副議長

市長。

〔田中暄二市長登壇〕

○田中暄二市長

続いて、私からは、桜井直美議員の（２）及び（３）のご質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、（２）のご質問でございます。

障がい者専門相談員の配置についてでございます。

現在、本市では、障がいのある方やそのご家族等の相談につきましては、障がい者福祉課及び各総合支所福祉課において、職員が心身の状態や家庭環境などをお聞きするほか、個人台帳や支援経過記録等にて情報を共有し、個別のニーズに対応できるよう、丁寧な支援に努めているところでございます。

また、より専門的な情報の提供・助言を行うため、幸手保健所管内４市２町が共同で、５つの指定相談支援事業所へ委託し、連携を図りながら相談支援を行っており、本市内には、この内３つの相談窓口がございます。

今後も、各指定相談支援事業所や関係機関と連携を密に図りながら、障がいのある方への継続的な支援に努めてまいります。

ご提案をいただきました、「障がい者相談支援専門員」の配置につきましては、障がいのある方のライフステージに応じた支援を、長期に渡り継続的に行うには有効であると考えるところでございますけれども、人材の確保や経費的な課題もございませうことから、今後、研究してまいりたいと存じます。

次に、職員の配置についてでございます。

専門性の高い部署における職員の配置につきましては、保健師や社会福祉士等の

専門職を中心に、その専門性を生かせるよう、同一部署に比較的長い期間従事できるよう、人員配置に努めているところでございます。

その一方で、同じ福祉分野であっても、様々な部署を職員に経験させ、より多くの知識を習得させながら、人材育成を図っていくことも重要な要素の一つであると考えております。

引き続き、これらの考え方にに基づき、専門職員の採用及び育成を図ることにより、市民サービスが充実・強化できるよう努めてまいります。

次に、(3)のご質問についてでございます。

障がいのある方々の医療機関の受診につきましては、設備のバリアフリー化や障がいの特性に応じた診察や治療が望まれるところでございますが、障がいの状態によりましては、十分な対応が難しいという場合があるものと考えています。

現在、厚生労働省が、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向け、障がい者に対する不当な差別的取り扱いや、合理的な配慮の基本的な考え方、事業者における研修・啓発などを盛り込んだ医療関係事業者向けの対応指針（案）を作成しているところでございます。

本市といたしましては、国の対応指針が作成された後、久喜市医師会を通じて市内の医療機関に対し、対応指針に即した適切な対応を依頼すると共に、埼玉県医師会等において対応指針に基づく研修が開催される際には、積極的な参加を働きかけるなど、障がいのある方もない方も、すべての市民の方が安心して医療を受診できる地域医療体制の充実に努めてまいります。

次に、障がい者の診察・治療が可能な病院の周知についてでございますが、現在、市ホームページの「健康・福祉」の「医療機関を探す」のサイト内に、県の医療機能情報提供システムをリンク先として掲載し、対応しております。本システムは、埼玉県内の医療機関や薬局を、目的・条件に合わせて検索でき、診療科目や診療時間のほか、対応できる治療内容や、聴覚・視覚障がい者対応や車椅子の利用の有無などが検索可能となっております。

しかしながら、本システムは市民の方々への周知が十分ではなく、ホームページの掲載場所も分かりづらいことから、障がい者への対応可能な医療機関の周知といたしましては、医療・障がい両分野に分かりやすい表示を行うなど、周知方法の工夫に努めてまいりたいと考えております。

○森木真奈副議長

以上で、桜井直美議員の質問を打ち切ります。